

# 第17回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

日 時：令和5年7月24日（月）14時00分～16時00分

場 所：名古屋合同庁舎第1号館 中部運輸局11階運輸大会議室

## 次 第

開会挨拶（愛知労働局）

議 事

1. 荷主向けセミナーの開催結果について（資料1）
2. 令和5年度の活動（案）について（資料2）
3. 厚生労働省の取組について（資料3）
4. その他

閉会挨拶（中部運輸局自動車交通部）

- 
- 資料 1 荷主向けセミナーの開催結果について  
資料 2 令和5年度の活動（案）について  
資料 3 厚生労働省の取組について  
参考資料 1 「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント  
参考資料 2 「トラックGメン」の創設について  
参考資料 3 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

丹下 博文 企業経営総合研究所 代表  
杉浦 礼子 名古屋学院大学商学部 教授  
白木 隆光 愛知県商工会議所連合会（名古屋商工会議所）企画部長  
伊勢木 俊勲 （一社）中部経済連合会 産業基盤強化推進部 担当部長  
須山 泰木 （公社）日本ロジスティクスシステム協会 事務局長  
石崎 雅士 トヨタ自動車(株) 物流管理部 企画室 担当部長  
福山 衛 福山冷蔵(株)代表取締役社長 愛知県冷蔵倉庫協会会長  
大井 敦生 全日本運輸産業労働組合愛知県連合会 副執行委員長  
谷藤 賢治 全日本建設交運一般労働組合愛知県本部 書記長  
鷹見 正彦 （一社）愛知県トラック協会 副会長 中京陸運(株) 代表取締役  
神谷 昌彦 高浜共立運輸(株) 代表取締役会長（物流経営士）  
高山 智司 高山運輸(株) 代表取締役  
藤城 正行 (株)藤城運輸 取締役会長  
中川 浩之 中部経済産業局 産業部長  
阿部 充 愛知労働局長  
金子 正志 中部運輸局長  
古橋 靖弘 愛知運輸支局長

第17回愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会

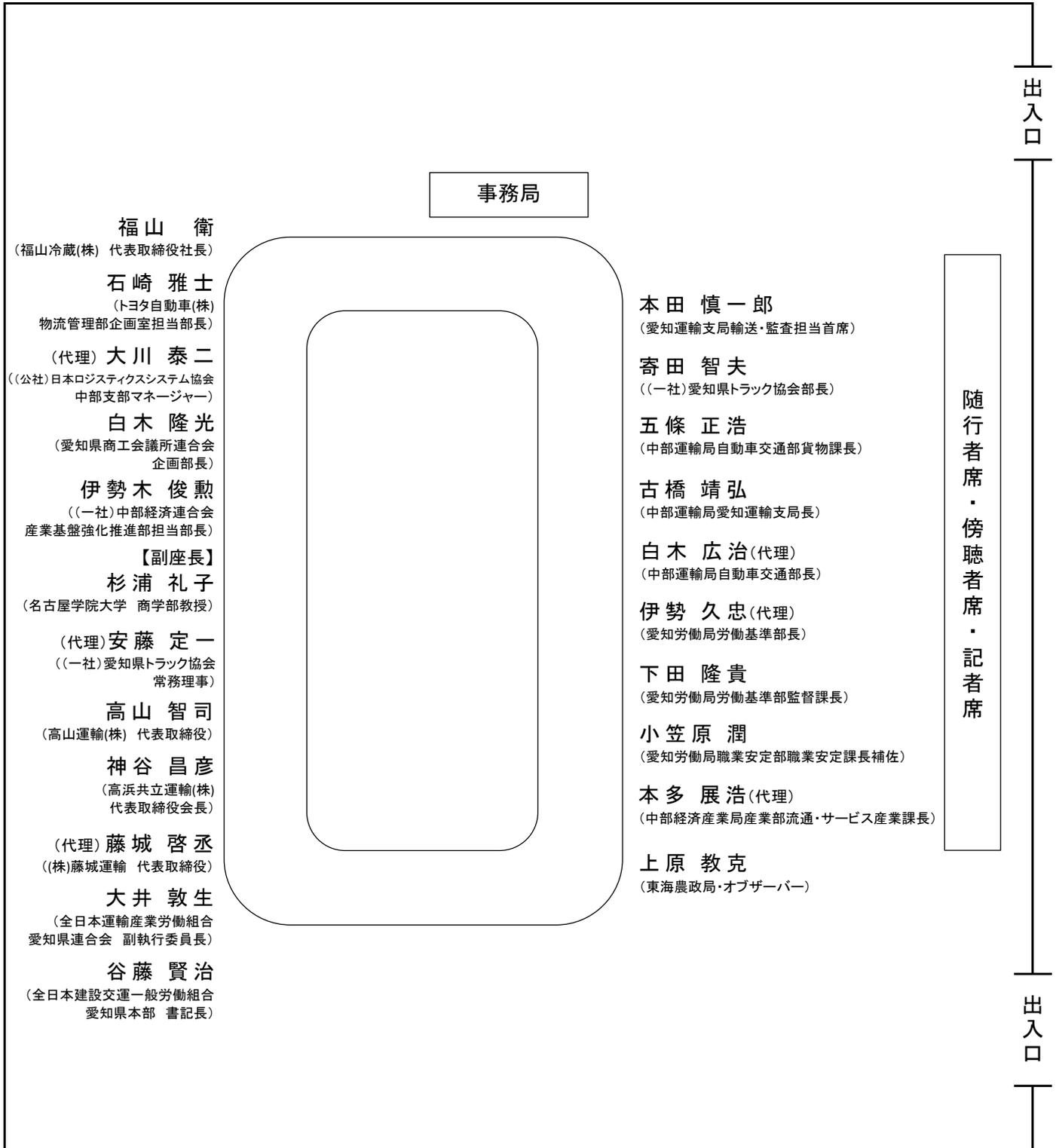
出席者名簿

(敬称略)

組 織 名	役 職	委員名	代理出席者 役職	出席者名
企業経営総合研究所	代表	丹下 博文 (欠席)		
名古屋学院大学	商学部 教授	杉浦 礼子		
愛知県商工会議所連合会	企画部長	白木 隆光		
(一社)中部経済連合会	産業基盤強化推進部 担当部長	伊勢木 俊勲		
(公社)日本ロジスティクス システム協会	事務局長	須山 泰木	中部支部マネージャー	大川 泰二
トヨタ自動車(株)	物流管理部企画室 担当部長	石崎 雅士		
福山冷蔵(株)	代表取締役社長	福山 衛		
全日本運輸産業労働組合 愛知県連合会	副執行委員長	大井 敦生		
全日本建設交運一般労働 組合愛知県本部	書記長	谷藤 賢治		
(一社)愛知県トラック協会	副会長	鷹見 正彦	常務理事	安藤 定一
高浜共立運輸(株)	代表取締役会長	神谷 昌彦		
高山運輸(株)	代表取締役	高山 智司		
(株)藤城運輸	取締役会長	藤城 正行	代表取締役	藤城 啓丞
中部経済産業局	産業部長	中川 浩之	産業部流通・サービ ス産業課長	本多 展浩
愛知労働局	局長	阿部 充	労働基準部長	伊勢 久忠
中部運輸局	局長	金子 正志	自動車交通部長	白木 広治
愛知運輸支局	支局長	古橋 靖弘		
(オブザーバ)				
東海農政局	経営・事業支援部食品企 業課長	上原 教克		

第17回 愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会 配席図

中部運輸局11階 運輸大会議室



- 上限規制適用まで残り1年を切っていることを鑑み、あらためて荷主企業への周知・啓発を行い、今後の持続可能な物流の実現に向けて、荷主企業と運送事業者の連携強化・理解を深めることを目的に開催した。

- 日時：令和5年6月29日（木）14:00～16:45
- 会場：TKP名古屋駅前カンファレンスセンター
- 参加者：900名（実参加240名、Web視聴660名）  
報道9社（うちテレビ1社）  
※900名のうち、約45%が荷主企業
- 共催者：名古屋商工会議所、愛知運輸支局、愛知県トラック協会、日本ロジスティクスシステム協会

## セミナー周知

- ・広報誌（名古屋商工会議所、トラック協会）
- ・プレス発表（名古屋商工会議所、愛知運輸支局）
- ・メールマガジン（日本ロジスティクスシステム協会）
- ・HPへの掲載
- ・主な周知依頼先等
  - ①中部経済産業局、②愛知県商工会連合会
  - ③愛知県中小企業団体中央会、④愛知県、自治体

引き続きアーカイブ（1ヶ月）を活用した周知・展開を行う  
（周知方法：HPへの掲載、上記①～④への周知依頼等）

## 【セミナーの様子】



全体の様子



大島講師

## 【セミナー内容】

### ■特別講演

「物流の働き方改革～荷主に取り組んで頂きたいこと～」  
（株）NX総合研究所 常務取締役 大島弘明 氏

### ■運送業界の現状について

（株）ヨコタエンタープライズ 代表取締役 横田成人 氏

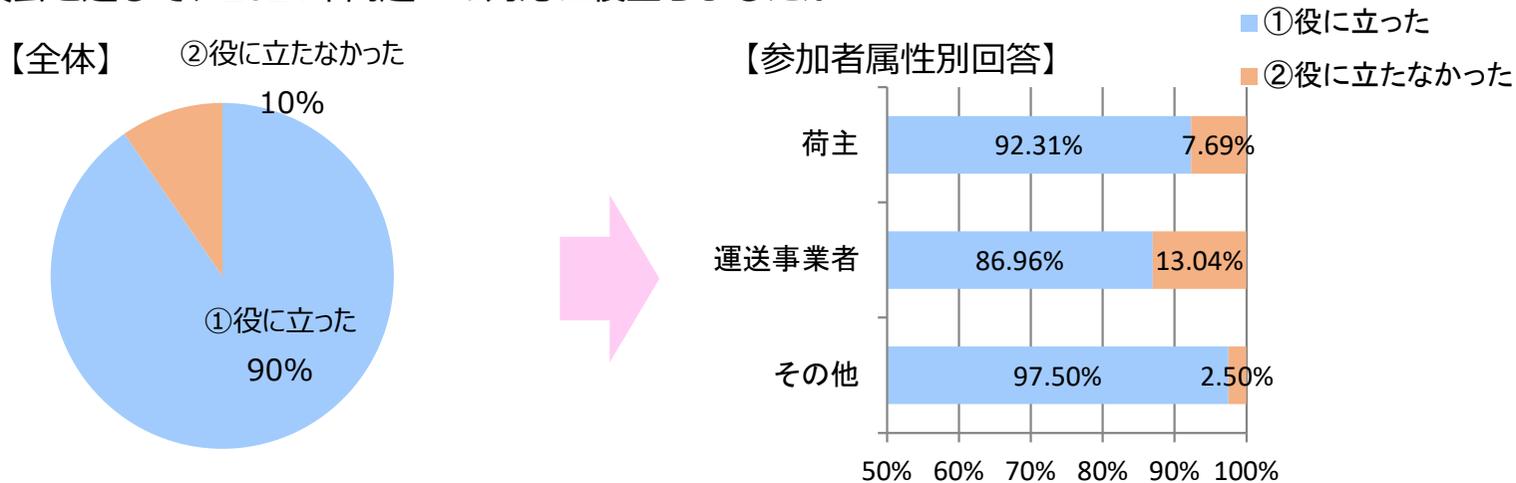
### ■荷主企業の取組事例紹介

（株）バローホールディングス 物流部長 上口隆一 氏  
アイカ工業株式会社（株） 物流部付部長 安川浩保 氏

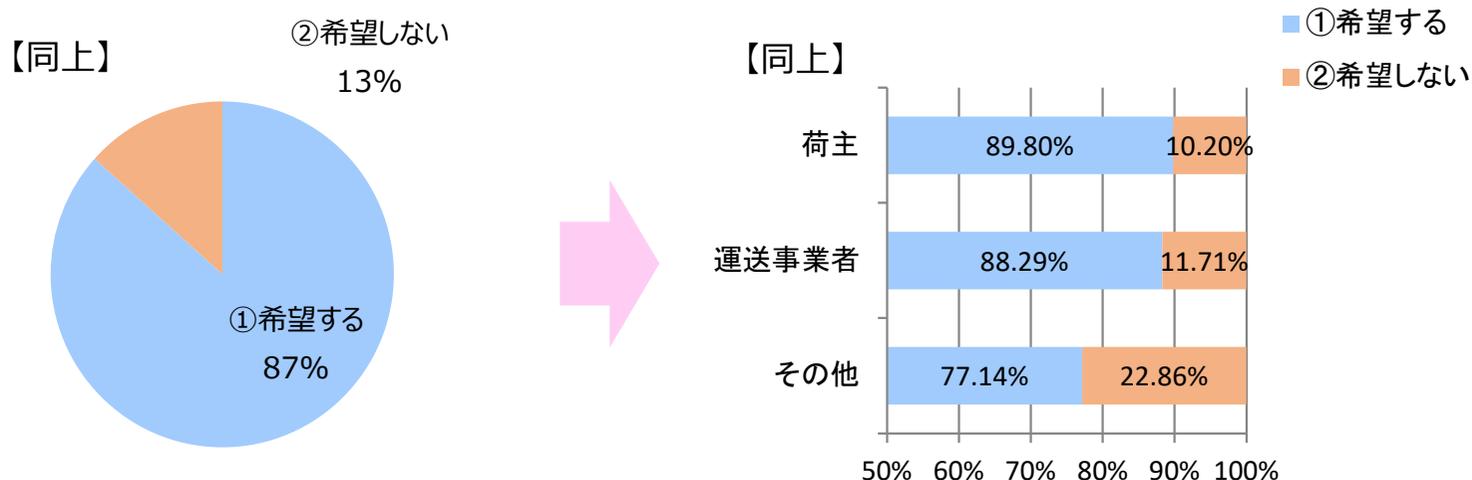
# 荷主向けセミナー アンケート結果

- 事後アンケートを実施、213者から回答があった（荷主52、運送事業者120、その他41）
- 講演会を通じて、セミナーが効果的であること、引き続き2024年問題に対する講演等の実施を求める声が多くあった。

Q1：講演会を通じて、2024年問題への対応に役立ちましたか



Q2：今後も2024年問題の対応に関する講演会等の開催を希望しますか

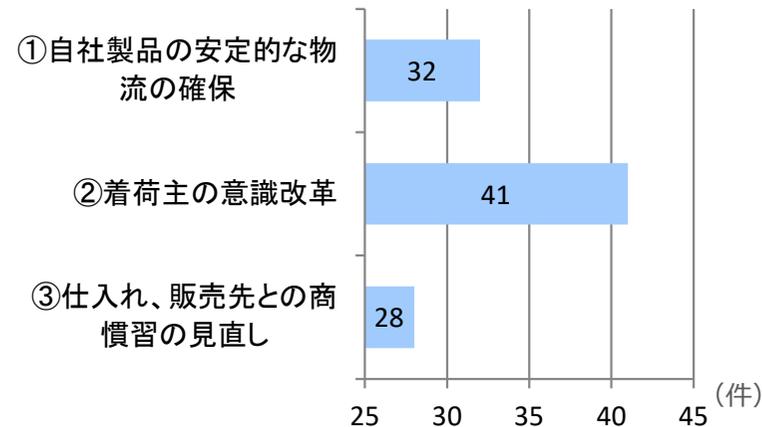


# 荷主向けセミナー アンケート結果

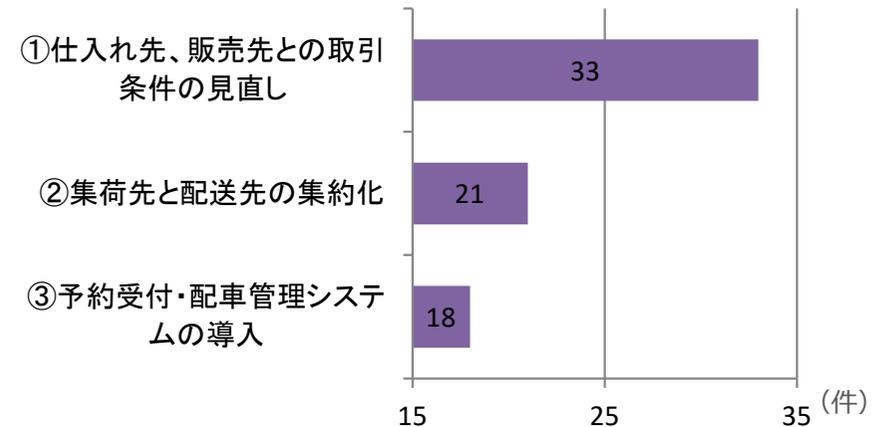
- 荷主については、仕入れ先・販売先との取引条件の見直しを進める一方、「着荷主の意識改革」が課題となっている。

Q3：物流の2024年への対応にあたって、貴社における課題、取り組みについて当てはまるものをご回答ください。

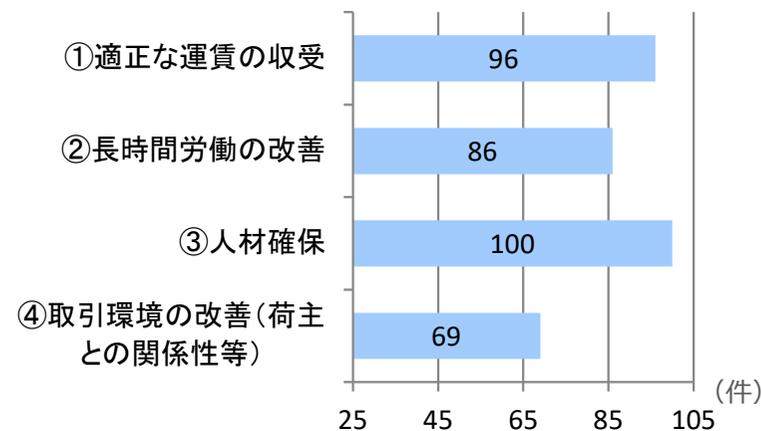
## 【荷主・課題】



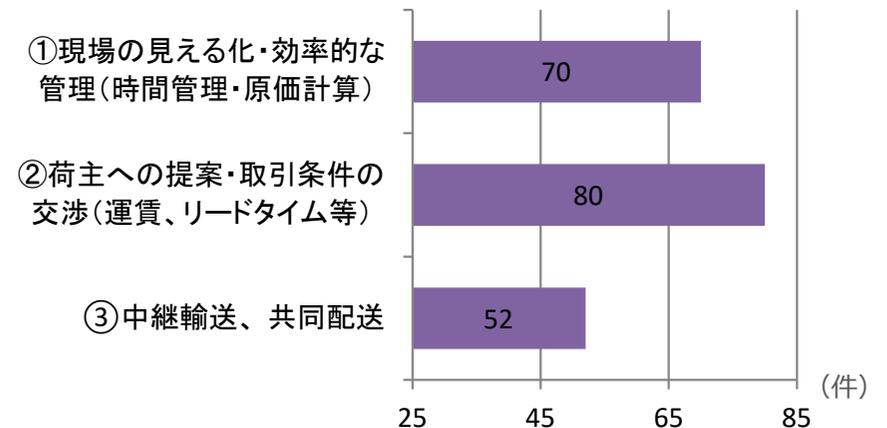
## 【荷主・取組】



## 【運送事業者・課題】



## 【運送事業者・取組】



# 荷主向けセミナー アンケート結果(その他自由意見)

## ■ 荷主企業

- ◎ 荷主側の改善ポイントが多くあり、主体的な取組が必要と感じた
- ◎ この問題は運送業者/荷主両方で取り組むべき内容であると実感した
- ◎ 解決策を実行していくには他者の協力も必須であり、ハードルが高い
- ◎ 今後は発荷主との話し合いに運送事業者を含めて協議できるよう調整したい (着荷主)
- ◎ 期限が近づくとつれて最新の情報が増えてくると思うので、定期的にまた開催していただきたい
- ◎ 大企業の事例ではなく中小企業の事例が聞きたかった

## ■ 運送事業者

- ◎ 2024年問題に荷主がもっと関心を持つよう、今回のようなセミナーを積極的に受講して欲しい
- ◎ 運送事業者は発荷主と着荷主に挟まれるポジション。ポイントは着荷主との課題共有
- ◎ 附帯業務等はドライバーの仕事では無いことをマスコミ等で積極的にPRして欲しい
- ◎ 燃料高騰も含め車両維持費がどの程度上がったか分かるようにして、元請事業者に運賃交渉していきたい
- ◎ 人材確保は喫緊の課題。働き手が目を向ける業界になるために運送業としての地位向上や見直しは必要
- ◎ 経営トップが物流改革への理解があることが重要。担当者レベルではなく、権限をもった人間が問題の本質を理解しなければならない。
- ◎ 荷主企業にはお互いが事業持続可能なことが最大のメリットであることを訴え続けることが重要と認識

## 物流の2024年問題 講演会に関するアンケートのお願い

今後の参考とさせていただきますので、アンケートのご協力をお願いいたします。

回答者(属性):  荷主企業  運送事業者  その他

### ● 講話内容について

#### 1. 特別講演「物流の働き方改革 ～荷主に取り組んでいただきたいこと～」について

- ① 内容は  分かりやすかった  普通  分かりにくい  
② 講話時間は  ちょうどよい  長い  短い  
③ 参考になりましたか  参考になった  参考にならなかった  どちらでもない

自由記述、要望等

#### 2. 事例紹介「運送業界の現状について」

- ① 内容は  分かりやすかった  普通  分かりにくい  
② 講話時間は  ちょうどよい  長い  短い  
③ 参考になりましたか  参考になった  参考にならなかった  どちらでもない

自由記述、要望等

#### 3. 荷主企業事例紹介①「株式会社パローホールディングス」

- ① 内容は  分かりやすかった  普通  分かりにくい  
② 講話時間は  ちょうどよい  長い  短い  
③ 参考になりましたか  参考になった  参考にならなかった  どちらでもない

自由記述、要望等

#### 4. 荷主企業事例紹介②「アイカ工業株式会社」

- ① 内容は  分かりやすかった  普通  分かりにくい  
② 講話時間は  ちょうどよい  長い  短い  
③ 参考になりましたか  参考になった  参考にならなかった  どちらでもない

自由記述、要望等

### ● 今回の講話全体の時間について

- ちょうどよい  長い  短い

### ● 講演会を通じて、2024年問題への対応に役立ちましたか

- はい  いいえ

裏面に続く

- 今後も2024年問題の対応に関する講演会等の開催を希望しますか  
(講演テーマや、講演会以外のイベントなど具体的な希望がございましたら自由記入欄にご記入ください)  
 はい  いいえ

- 物流の2024年への対応にあたって、貴社における課題、取り組みについて当てはまるものをご回答ください。(複数回答可)

- 荷主企業  
(課題)  
 自社製品の安定的な物流の確保  
 着荷主の意識改革  
 仕入れ、販売先との商慣習の見直し  
(取り組み)  
 仕入れ先、販売先との取引条件の見直し  
 集荷先と配送先の集約化  
 予約受付・配車管理システムの導入

- 運送事業者  
(課題)  
 適正な運賃の收受  
 長時間労働の改善  
 人材確保  
 取引環境の改善 (荷主との関係性等)  
(取り組み)  
 現場の見える化・効率的な管理(時間管理・原価計算)  
 荷主への提案・取引条件の交渉(運賃、リードタイム等)  
 中継輸送、共同配送

その他選択肢以外での課題、取り組み状況等ございましたら記入をお願いいたします。

- その他、お気づきの点やご意見、ご感想等ありましたら、ご記入をお願いします。

## ◎セミナー等を活用した周知・啓発活動

### 現状・課題

- 6月29日の荷主向けセミナーの事後アンケートで引き続き2024年問題に対する講演等の実施を求める声が多くあった。
- アンケートの自由意見では、荷主企業への周知、中小企業の事例紹介を求める声や着荷主が課題との意見もあった。
- 上限規制適用まで残り1年を切っていることを鑑み、さらなるセミナー等を活用した周知・啓発活動を行う。

### 取組みの方向性

- ①荷主企業・運送事業者へのさらなる周知
- ②着荷主・元請への周知・啓発
- ③輸送品目に特化した周知・啓発

### 本日まで協議頂きたい事項

#### (1) 荷主企業全体への周知・啓発

- 趣旨：6月29日のセミナーをベースに、主に荷主を対象としたセミナー等の開催
- 対象：主に荷主企業の役員や担当者、運送事業者
- 課題：荷主企業への周知方策（特に着荷主、元請）

### 既に計画・調整中の取組み

#### (2) 輸送品目に特化した周知・啓発（農産物等）

- 趣旨：愛知県の農業産出額は全国上位であり、農産物輸送の課題・改善の必要性について、周知・啓発を行う。
- 対象：生産者、出荷者、卸売市場、運送事業者等

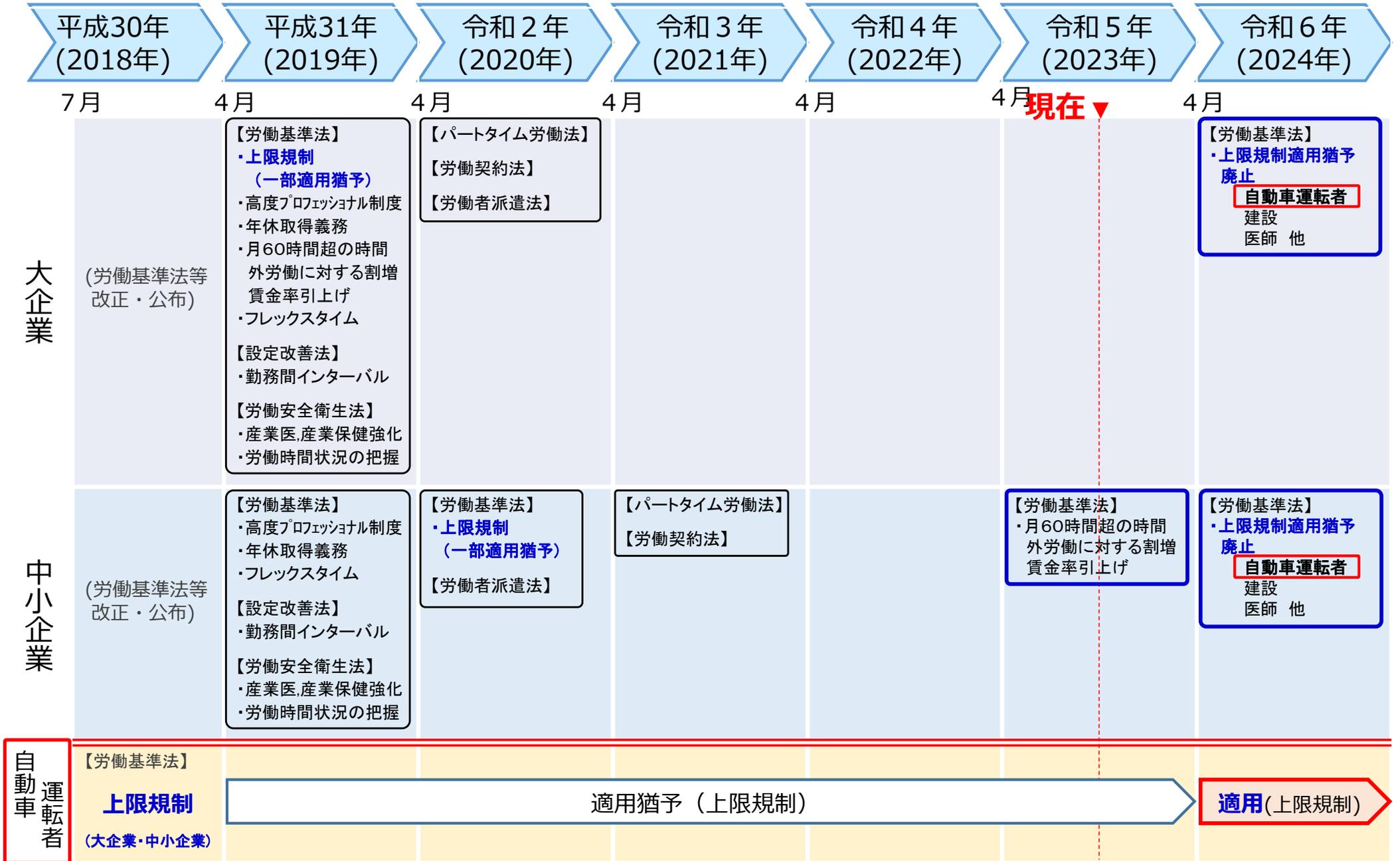
#### (3) 輸送品目に特化した周知・啓発（食品流通）

- 趣旨：食品は生活に密接なものであるが、荷待ち等の課題も顕在し、取引慣行上の課題も含め、サプライチェーン全体に対する周知・啓発を行う。
- 対象：サプライチェーン関係者（荷主・運送事業者等）

# 厚生労働省の取組

愛知労働局労働基準部 監督課

# 働き方改革関連法（労働基準法の改正等）の施行・適用時期



# 自動車運転者の時間外労働の上限規制について（働き方改革関連法）

自動車運転者については、働き方改革関連法により、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働の上限規制（年960時間）が適用される。（注：時間外労働・休日労働を行う場合には、時間外労働・休日労働に関する協定の届け出が必要）

【現在】

	月				年	
	限度時間 (原則)	45時間 超は6 月まで	単月 上限 <sup>(※)</sup>	複数月 平均 上限 <sup>(※)</sup>	限度時間 (原則)	上限
一般労働者	45	適用あり	100	80	360	720
自動車運転の業務	-	-	-	-	-	-

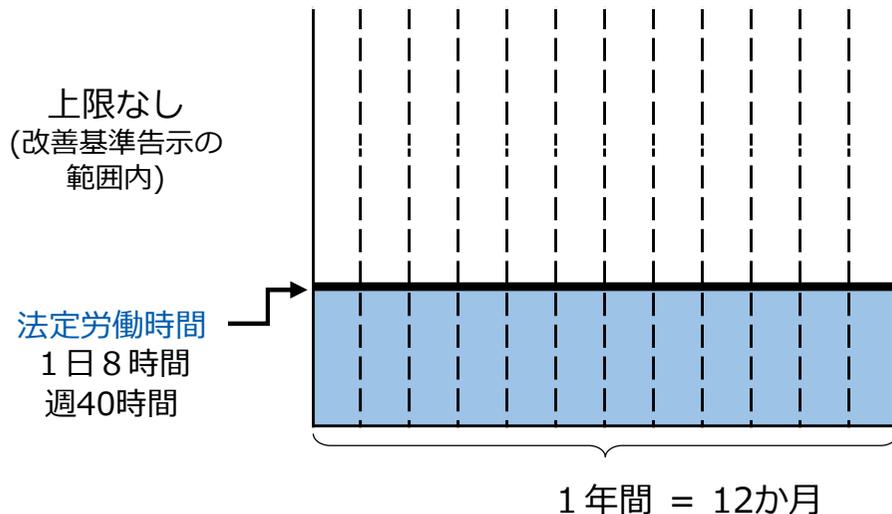
※ 休日労働も含む。

【令和6年4月～】

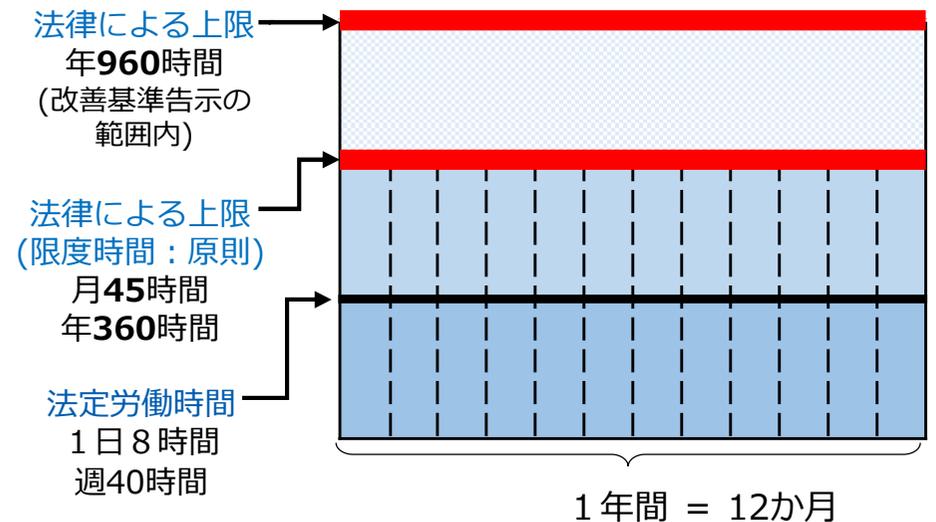
	月				年	
	限度時間 (原則)	45時間 超は6 月まで	単月 上限 <sup>(※)</sup>	複数月 平均 上限 <sup>(※)</sup>	限度時間 (原則)	上限
一般労働者	45	適用あり	100	80	360	720
自動車運転の業務	45	-	-	-	360	960

※ 休日労働も含む。

自動車運転の業務【現在】



自動車運転の業務【令和6年4月～】

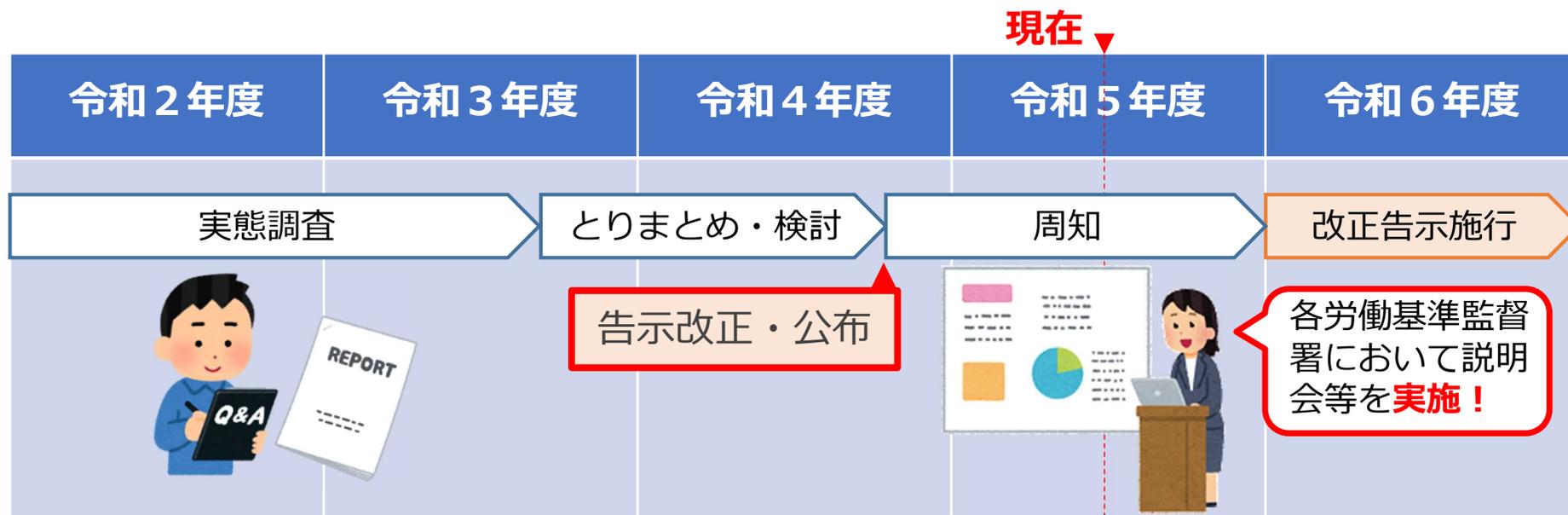


# 改善基準告示の改正の経過

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、拘束時間（始業から終業までの時間（休憩時間を含む））、休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）、運転時間等の基準を定めたもの（平成元年策定・平成9年改正【現行】）。

## 改善基準告示改正までの経過

- 令和元年11月25日 労働条件分科会に「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- 令和3年 4月23日 同専門委員会の下に、「業態別（トラック、バス、タクシー・ハイヤー）作業部会」を設置
- 令和4年 9月27日 同専門委員会 取りまとめ（トラック、バス、タクシー・ハイヤー）
- 令和4年12月23日 **改善基準告示 改正**
- 令和6年 4月 1日 改善基準告示、年960時間の上限規制 **適用**



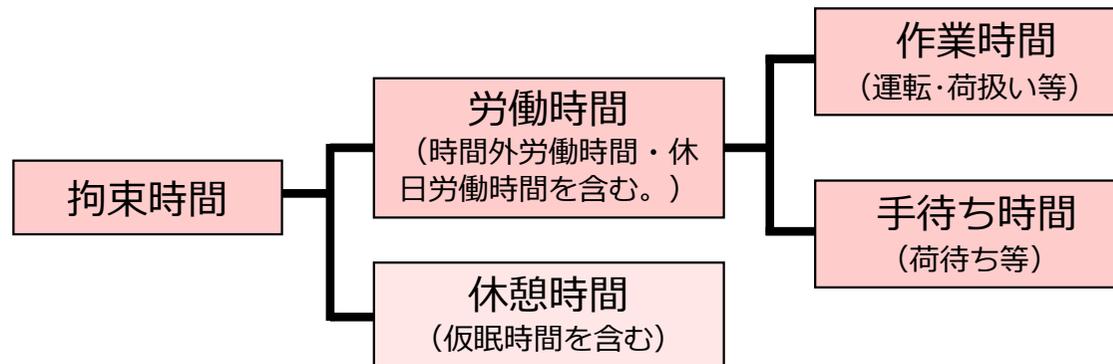
# 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の改正

## 現行の改善基準告示の主な内容（トラック）

- 拘束時間：1年3,516時間以内、1か月293時間以内（最大320時間以内）、1日13時間以内（最大16時間以内）
- 1日の休息期間：継続8時間以上（一部例外規定有）
- 運転時間：2日平均1日9時間以内/2週間平均1週44時間以内、連続運転時間：4時間以内

### 【参考】拘束時間と休息期間

- ▶ 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に拘束されている時間をいう。
- ▶ 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。



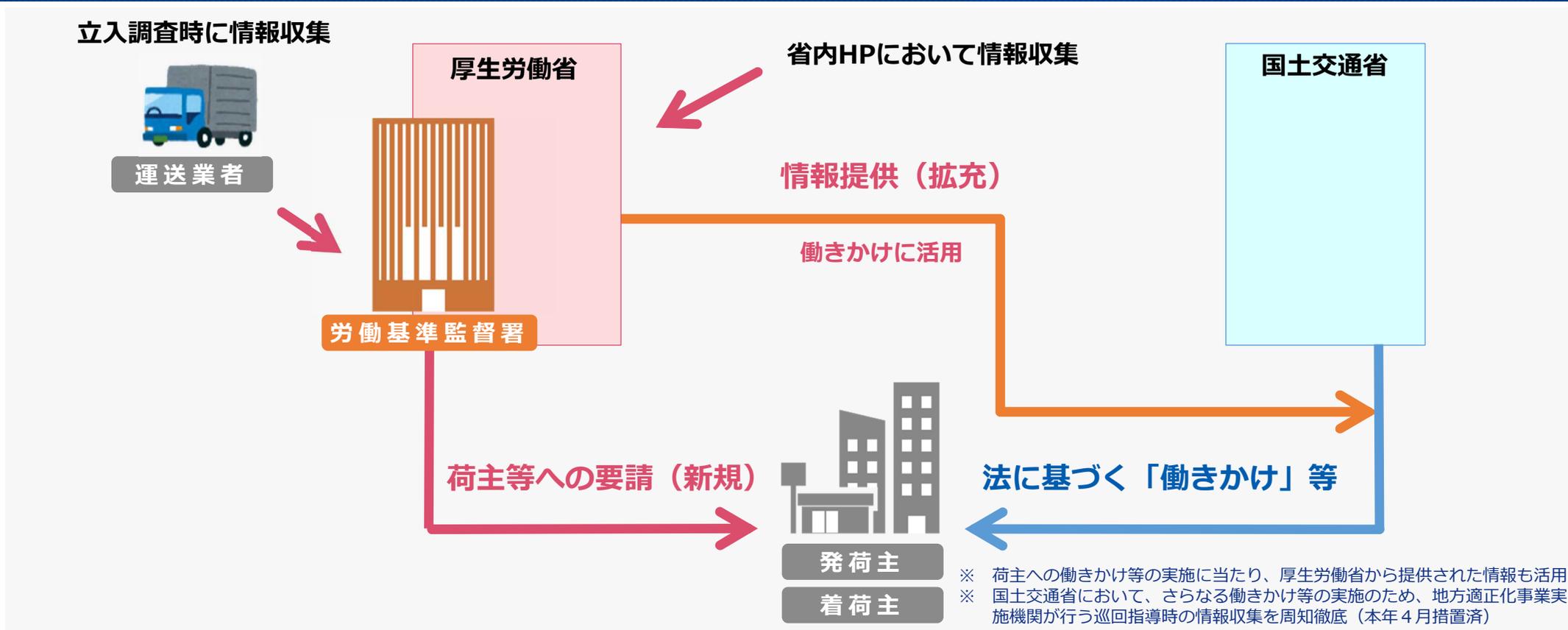
## 改善基準告示の主な改正の内容（トラック）

	改善基準告示の主な改正（令和6年4月1日～）
1年の拘束時間	原則3,300時間以内 最大3,400時間以内
1か月の拘束時間	原則284時間以内 最大310時間以内（1年の拘束時間が3,400時間を超えない範囲で年6回まで） ※ 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと。 ※ 月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。
1日の拘束時間	原則13時間以内 最大15時間以内（14時間超は週2回までが目安） ※ 長距離・泊付きの運行の場合等は例外規定有。
1日の休息期間	継続11時間以上を基本とし、継続9時間以上 ※ 長距離・泊付きの運行の場合等は例外規定有。

# 愛知労働局の取組

1. 関係法令・制度の周知と人材確保対策に係る支援策の説明や情報提供を行うため、県内各地の労働基準監督署とハローワークが連携して説明会を開催。
2. 愛知県トラック協会の支部ごとの管轄監督署・ハローワークの連絡先を記載した「連絡体制名簿」を作成。
3. 県内の4ハローワーク（名古屋東所、名古屋中所、名古屋南所、一宮所）に人材確保対策コーナーを設置し、愛知県トラック協会や日本海事協会と連携した運送業界の働き方等の理解促進セミナーや就職相談会を定期的実施。また、それ以外のハローワークにおいても、管内運送事業所等の面接会等を継続的に実施。
4. 日中にハローワークに来所できない方等のために、常設のオンライン面接会場を秋頃開設予定。
5. 働き方改革推進支援助成金の活用など、働き方改革推進支援センターと連携。

# 労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）



## 荷待ちに関する声

- ★トラックの発着時間を地域や企業ごとに設定して荷待ち時間の短縮を図っている。
- ★複数のトラックが停車できる敷地や搬入口を確保している。
- ★積荷の準備ができていないため、時間がかかる。
- ★荷積み優先のため、荷下ろしは後回しになる。
- ★荷主企業と運送会社の連絡がうまくとれておらず、長時間の荷待ちが常態化している。

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

自動車運転者の  
長時間労働改善に  
向けたポータルサイト

トラック

バス

ハイヤー・タクシー



トラック運転者トップページ

改善基準告示

トラック運転者の改善基準告示

改善基準告示とは？

改善基準告示改正のポイント

改善基準告示関係資料(令和4年度改正)

改善基準告示のQ&A

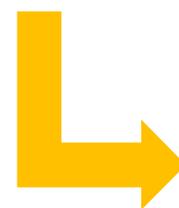
トラック運転者の改善事例

改善事例はこちらから

改善基準告示の説明や実際の改善事例、質問に答えるだけで自社の問題点がわかる**簡単自己診断**、各種統計など、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた様々なツールや情報が掲載されています。



ポータルサイトでは、トラック運転者の長時間労働改善に向けて、荷主やトラック事業者が相談できる特別相談センターも紹介しています。特別相談センターでは、電話やメールによる相談のほか、コンサルティングも行っています。



トラック運送事業者のみなさまへ

発着荷主のみなさまへ

## トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

2024年問題とはなに？  
どのような対応が必要？

荷主の立場でできる改善は？

ドライバーの運転時間に限度があったの？

荷待ち時間の削減を、どう進めればいいのか？

**こんな困りごとなど、ご相談ください！**

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームからフリーダイヤルから  
ご利用時間：9:00～17:00、休日：土日祝、12/29～1/3  
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109

相談無料

厚生労働省 令和5年度 自動車運転者の長時間労働改善に向けた荷主等への対策事業  
お問合せ 受託者：株式会社富士通総研 東京都大田区新蒲田1丁目17-25 MAIL fri-a-external@ml.jp.fujitsu.com

# 「はたらきかたススめ特設サイト」を開設



適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト

はたらきかたススめ

文字サイズの変更

標準

大

特大

トップ

国民の皆様へ

業界別の取り組み

動画コンテンツ

SNS



くらし、  
はたらき、  
ともに  
ススめ!

2024年4月から

建設業、  
トラック・バス・  
タクシードライバー、  
医師の、

時間外労働の  
上限規制が  
適用されます。

働き方改革  
コンダクター  
小芝風花

2024年4月から

現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている「建設業」「トラック・バス・タクシードライバー」「医師」について、業界別の取組や、上限規制について国民の方に理解を深めていただけるようなコンテンツを掲載しています。



はたらきかたススめ

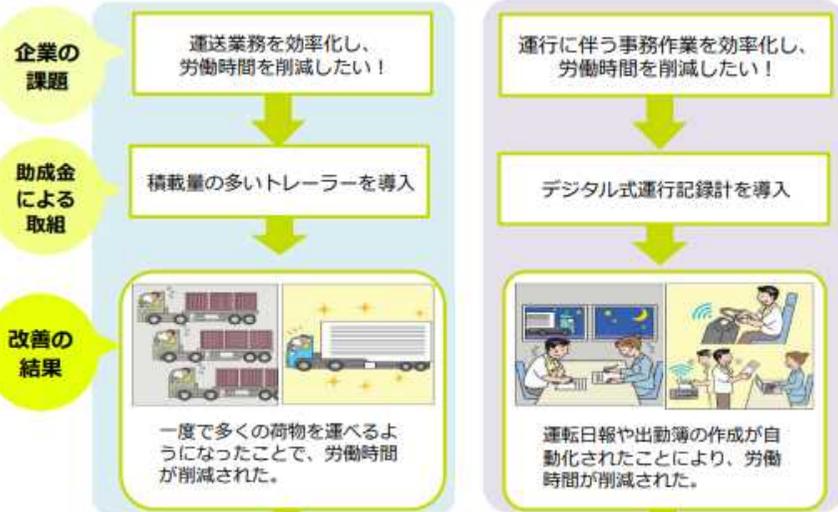


# 働き方改革推進支援助成金

## 令和5年度「働き方改革推進支援助成金」 適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内

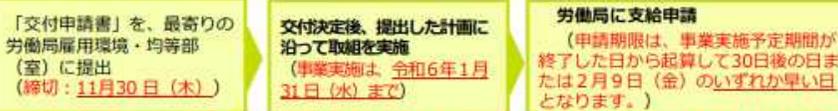
令和6年4月1日から、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

### 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

### ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。

申請書の記載例を掲載している  
「申請マニュアル」や「申請様式」は、  
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も  
可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2023.4)

## 適用猶予業種等対応コース（運送業）の助成内容

### 対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
- 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
  - 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
  - 交付申請時点で、36協定を締結していること。
  - 下記「成果目標」②を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。(※2) など(※3)

- (※1) 中小企業事業主の範囲  
以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。  
・資本または出資額が**3億円以下**  
・常時使用する労働者が**300人以下**  
(※2) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。  
(※3) その他の要件についてはお問い合わせください。

### 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- 労務管理担当者に対する研修(※4)
  - 労働者に対する研修(※4)、周知・啓発
  - 外部専門家によるコンサルティング
  - 就業規則・労使協定等の作成・変更
  - 人材確保に向けた取組
  - 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※5)
  - 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※5)
- (※4) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。  
(※5) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

### 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を削減させること。**  
・時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間以下に設定  
・時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間を超え月80時間以下に設定
- 9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。**  
(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの助成額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

### 助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。  
【助成額最大880万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～2の上限額及び3の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※6) (※6) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合は、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 【Iの上限額】

#### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	上限額
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	250万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	—	150万円

#### 2. 成果目標②の上限額

(新規導入に該当するものがある場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	150万円

(適用範囲の拡大・時間延長のみの場合)

休憩時間数(※7)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	50万円
11時間以上	75万円

(※7) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

#### 3. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

(2023.4)

# 業務改善助成金

## 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

### 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ



設備投資等  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

業務改善助成金  
を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただけます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成対象経費の拡充や助成対象経費の具体例（「生産性向上のヒント集」）について、詳しくは、リーフレット中面をご覧ください。

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が863円  
→助成率9/10

○8人の労働者を953円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

### 助成上限額・助成率

#### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

#### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

#### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

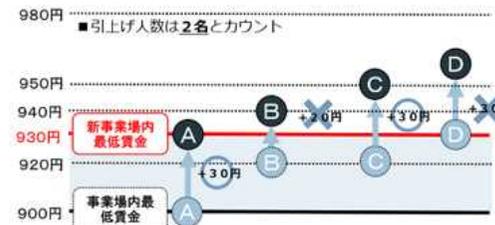
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例> 事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。



# 「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

参考資料 1

令和5年6月2日  
我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 何も対策を講じなければ、**2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足**の可能性。
- **荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、**(1) 商慣行の見直し、(2) 物流の効率化、(3) 荷主・消費者の行動変容**について、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。

➡ 中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化(\*)**も含め確実に整備。

## 1. 具体的な施策

### (1) 商慣行の見直し

- ① **荷主・物流事業者間**における物流負荷の軽減（荷待ち、荷役時間の削減等）に向けた規制的措置等の導入(\*)
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入(\*)
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**（仮称））
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化等**の取組み(\*)
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底

### (2) 物流の効率化

- ① 即効性のある**設備投資**の促進（バス予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等）
- ② 「**物流GX**」の推進（鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等）
- ③ 「**物流DX**」の推進（自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、サイバーポート、フィジカルインターネット等）
- ④ 「**物流標準化**」の推進（パレットやコンテナの規格統一化等）
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**（中継輸送含む）に係る機能強化・土地利用最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制（80km/h）**の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進(\*)
- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた荷主・元請事業者等を通じた取組強化(\*)
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

### (3) 荷主・消費者の行動変容

- ① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す規制的措置等の導入(\*)
- ② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表**する仕組みの創設
- ③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ **再配達削減**に向けた取組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）
- ⑤ 物流に係る**広報**の推進

## 2. 施策の効果（2024年度分）

	(施策なし)	(施策あり)	(効果)
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間 × 達成率3割	: 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% × 達成率2割	: 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	: 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	: 3.0ポイント
			<b>合計：14.3ポイント</b>

2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

## 3. 当面の進め方

2024年初

- ・ **通常国会での法制化**も含めた規制的措置の具体化

2023年末まで

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

速やかに実施

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

2024年初に**政策パッケージ全体のフォローアップ**

## 中部運輸局自動車交通部

同時発表：国土交通省自動車局貨物課

配布先：東海交通研究会・静岡県政記者クラブ・福井県政記者クラブ

令和 5 年 7 月 1 8 日

中部運輸局自動車交通部貨物課

## 「トラックGメン」の創設について

## ～ 全国 162 名の体制で荷主・元請事業者への監視を強化 ～

2023年6月2日に「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、発荷主企業のみならず、着荷主企業も含め、適正な取引を阻害する疑いのある荷主企業・元請事業者の監視を強化するため、2023年7月21日（金）に「トラックGメン」を創設し、緊急に体制を整備するとともに、当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保します。

- トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題。
- 荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務。
- 国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。
- このため、2023年7月21日に「トラックGメン」を創設。当該「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等に活用し、実効性を確保。
- 「トラックGメン」の創設に当たっては、国土交通省の既定定員 82 人の既存リソースを最大限活用するとともに、新たに 80 人を緊急に増員し、合計 162 名の体制により業務を遂行。

※ なお、中部運輸局の辞令交付式については後日お知らせさせていただきます。

## 【問い合わせ先】

国土交通省自動車局 貨物課 運崎・宮屋敷

代表：03-5253-8111（内線 41302,41332）

直通：03-5253-8575

中部運輸局自動車交通部貨物課

五條、石野

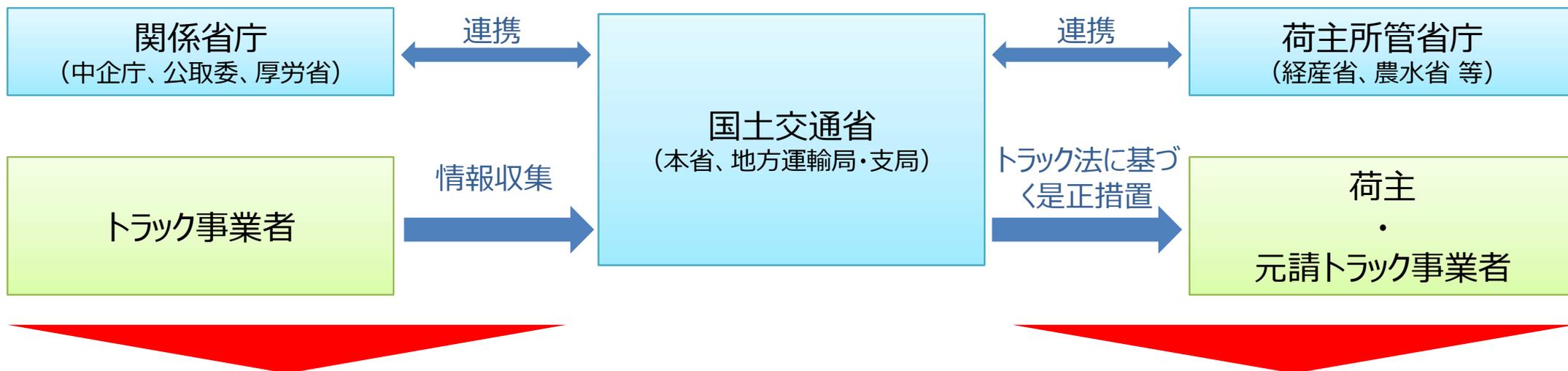
TEL：052-952-8037

# トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



## トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

【成立:令和5年6月14日、公布・施行:令和5年6月16日】

改正の目的

- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

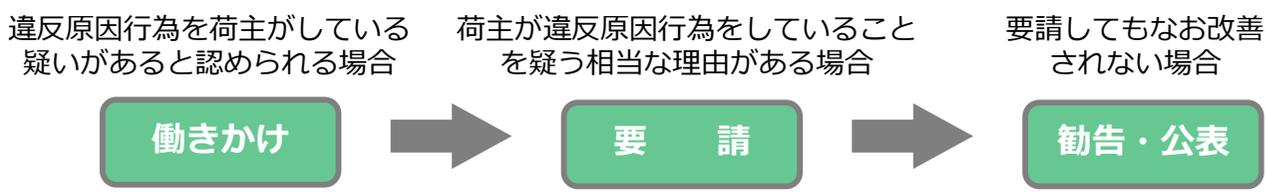
改正の概要

現行

【時間外労働規制が適用される(令和6年3月)までの時限措置】

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定



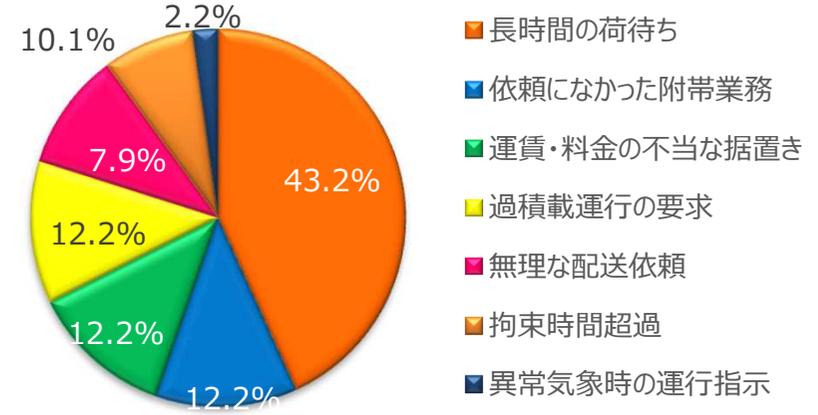
標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度(令和2年4月告示) ⇒ セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする

違反原因行為の割合



「働きかけ」等の実施件数

要請: 4件 働きかけ: 82件

※令和元年7月～令和5年5月末までの累計

# 物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

## 1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握
- ・物流管理統括者の選定
- ・荷待ち・荷役作業等時間
- ・物流の改善提案と協力
- 2時間以内ルール/1時間以内努力目標
- ・運送契約の書面化 等

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・予約受付システムの導入
- ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化
- ・パレット等の活用
- ・共同輸配送の推進等による積載率の向上
- ・検品の効率化・検品水準の適正化
- ・荷役作業時の安全対策 等

## 2. 発荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・出荷に合わせた生産・荷造り等
- ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・出荷情報等の事前提供
- ・発送量の適正化 等
- ・物流コストの可視化

## 3. 着荷主事業者としての取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- ・納品リードタイムの確保

### (2) 実施することが推奨される事項

- ・発注の適正化
- ・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

## 4. 物流事業者の取組事項

### (1) 実施が必要な事項

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ○共通事項       | ○個別事項(運送モード等に応じた事項)   |
| ・業務時間の把握・分析 | ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握    |
| ・長時間労働の抑制   | ・トラック運送業における多重下請構造の是正 |
| ・運送契約の書面化 等 | ・「標準的な運賃」の積極的な活用      |

### (2) 実施することが推奨される事項

- |                        |                          |
|------------------------|--------------------------|
| ○共通事項                  | ○個別事項(運送モード等に応じた事項)      |
| ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 | ・倉庫内業務の効率化               |
| ・賃金水準向上                | ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 |
|                        | ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等     |

## 5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。